



福島医発第 1098 号（地）

令和 5 年 7 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノール関連事務連絡
の廃止について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用アルコールの需要が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応として、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール並びに手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒については、令和 2 年 4 月 27 日付福島医発第 317 号（地）等にてご案内しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の流行状況の変化等を踏まえ、1 年間の経過措置を設けた上で、従前の消毒用エタノール関連事務連絡は、令和 6 年 6 月 30 日限りで廃止することとし、また、令和 6 年 7 月 1 日以降は、高濃度エタノール（60vol%以上）であって、「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能」といった内容を製品の表示や広告等に記載するものについて、未承認医薬品としてその販売や広告等を監視指導することとなった旨、厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也

会長 島田昇二郎

令和 5 年 7 月 5 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノール関連事務連絡
の廃止について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より各都道府県等衛生
主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼があり
ました。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用アルコールの需要が増加してい
る状況に鑑みた臨時的・特例的な対応として、医薬品及び医薬部外品たる手指消
毒用のエタノール並びに手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以
下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒については、これまで下
記の文書を以てご案内しているところです。

本事務連絡は、流行状況の変化等を踏まえ、1 年間の経過措置を設けた上で、下
記に示した消毒用エタノール関連事務連絡は、令和 6 年 6 月 3 0 日限り廃止する
こととし、また、令和 6 年 7 月 1 日以降は、高濃度エタノール（60vol%以上）であ
って、「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替
品として、手指消毒に使用することが可能」といった内容を製品の表示や広告等
について記載するものについて、未承認医薬品としてその販売や広告等を監視指
導することとなったことの周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、
貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し
上げます。

記

【以下の文書について、令和6年6月30日限り廃止】

- 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」
(令和2年3月23日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡)
→ 令和2年3月25日付け(地491)(健Ⅱ339)(介206)を以て貴会宛てに送付
- 「消毒用エタノールの他の事業者への提供について」(令和2年4月9日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡)
→ 令和2年4月10日付け(地32)文書を以て貴会宛てに送付
- 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について(改定)」(令和2年4月10日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡)
→ 令和2年4月14日付け(地46)(健Ⅱ39)(介21)文書を以て貴会宛てに送付
- 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて」(令和2年4月16日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課連名事務連絡)
→ 令和2年4月17日付け(地50)(健Ⅱ48)(介22)文書を以て貴会宛てに送付
- 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について(改定(その2))」(令和2年4月22日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡)
→ 令和2年4月24日付け(地70)(健Ⅱ69)(介31)文書を以て貴会宛てに送付
- 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて(改定)」(令和2年4月22日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課連名事務連絡。)
→ 令和2年4月24日付け(地71)(健Ⅱ70)(介32)文書を以て貴会宛てに送付

以上

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 30 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノール関連事務連絡
の廃止について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)宛てに通知しましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をいただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノール関連事務連絡
の廃止について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用アルコールの需要が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応として、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール並びに手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和2年3月23日厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）、「消毒用エタノールの他の事業者への提供について」（令和2年4月9日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定）」（令和2年4月10日厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて」（令和2年4月16日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課連名事務連絡）、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定（その2））」（令和2年4月22日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて（改定）」（令和2年4月22日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課連名事務連絡。以下「消毒用エタノール関連事務連絡」という。）において、新型コロナ

ウイルス感染症の影響を踏まえた取扱いを示していたところです。

今般、流行状況の変化等を踏まえ、本事務連絡は令和6年7月1日から適用することとし、従前の消毒用エタノール関連事務連絡は、令和6年6月30日限り廃止することとしましたので下記のとおり周知徹底をお願いします。

記

- (1) 本事務連絡は令和6年7月1日から適用することとし、従前の消毒用エタノール関連事務連絡は、令和6年6月30日限り廃止することとします。
- (2) 高濃度エタノール（60vol%以上）であって、「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能」といった内容を製品の表示や広告等について記載するものについて、令和6年7月1日以降、未承認医薬品としてその販売や広告等を監視指導すること。